別記様式第8号

| 秘 |
| --- |
| 農林水産省 |

| 統計法に基づく基幹統計 |
| --- |
| 作物統計 |

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

| 調査票コード | | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |

| 年産 | 都道府県 | 管理番号 | 市区町村 | 客体番号 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | | |

令和　　年産

# 果樹作付面積調査・収穫量調査 調査票（団体用）

## みかん・その他かんきつ類用

○ この調査票は、秘密扱いとし、統計以外の目的に使うことは絶対ありませんので、ありのままを記入してください。
○ 間違えた場合、鉛筆又はシャープペンシルは消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください（多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。）。
○ 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

★ 右づめで記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。
★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

| 記入例 | 11 | 9 | 8 | 6 | 5 | 3 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 記入例 | ／ | → | ／ | | | |

ご記入いただいた調査票は、　　月　　日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

**調査対象の作物（農林水産省職員があらかじめ記入しております。）**

| みかん | |
| --- | --- |
| その他かんきつ類<br>（みかん以外の全てのかんきつ類） | |

1 「みかん」に○がある方は、みかんの設問について記入してください。
2 「その他かんきつ類」に○がある方は、その他かんきつ類の設問について記入してください。

本年産の貴団体の状況について、「記入上の注意」を参考に記入してください。

**記入上の注意**

○ **「その他かんきつ類」**は、みかん以外の全てのかんきつ類の合計面積を記入してください。
○ **「栽培面積」**は、貴団体の管内において、集荷・取扱いを行う栽培団地等の栽培面積を記入してください。
○ **「結果樹面積」**は、栽培面積のうち、貴団体の生産者が本年産の果実を収穫するために結果させた面積を記入してください。
○ 面積の単位は「ha」とし、小数点第一位（10a単位）まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。
○ **「出荷量」**は、調査票記入時点で出荷していない集荷物がある場合は、本年産の見込みの出荷量を見積もって記入してください。
○ ジャム、ドライフルーツなどの加工品として出荷した場合は、加工前の生重量に換算して記入してください。
○ みかん計＝早生温州＋普通温州 となるように記入してください。また、ハウスみかんや極早生みかん以外の早生温州を栽培している場合には、早生温州＝ハウスみかん＋極早生みかんとならなくてもかまいません。
【収穫時期の目安】 早生温州（9月～11月）・ハウスみかん（4月～7月）・極早生みかん（9月）・普通温州（11月～12月）

裏面に進んでください。